
那須保養所利用規程

統括管理会社

埼玉綜合警備保障株式会社

第1章 総則

(設置)

第1条 埼玉総合警備保障株式会社は、保有の保養施設を会社及び共同運営のグループ会社の社員と家族の健康・福祉増進のため、設置することとした。

(名称及び所在地)

第2条 名称 那須保養所（ロワジール那須高原ハイジ 1117室）
所在地 栃木県那須郡那須町大字高久丙字湯道西 1565-3
(フロント TEL：0287-76-6666)

(運営及び管理)

第3条 那須保養所（以下「保養所」という。）の運営及び管理は、次のとおりとする。

統括管理 埼玉総合警備保障(株) 総務部
共同運営 綜警ビルサービス(株) 総務部
東京総合警備保障(株) 総務部
綜警常駐警備(株) 総務部
神奈川総合警備保障(株) 総務部

第2章 保養所の運営及び管理

(利用者の範囲)

第4条 利用できるものは、運営及び管理会社の役員、社員並びに配偶者・父母・子・祖父母・兄弟姉妹・配偶者の父母・配偶者の兄弟姉妹とする。
2 その他、統括管理会社の承認を得た者。

(利用申請)

第5条 利用を希望する者は、事前に統括管理会社総務部に利用状況を確認し、別紙様式1「那須保養所利用申請書」により所属会社の総務部に申請する。
2 利用者には、別紙様式2「那須保養所利用承認書」を交付する。なお、利用承認書を受けた者は、保養所施設のオーナー専用フロントで示して、入館手続きと共に部屋鍵を受け取り利用し、退館手続きで部屋鍵は返納する。

(利用期間の範囲)

第6条 1回の利用期間は、原則として、2泊3日以内とする。但し行楽シーズンの場合は、1回1泊2日を限度とすることがある。

(利用料金)

第7条 利用料金は、4人まで1泊2,000円とし、一人増える毎に1泊1,000円加算と

する。なお、料金の支払いは、利用承認書を受領したときに、所属会社総務部に支払うものとする

(利用人数)

第8条 1回の利用者は、6人以内とする。ただし、同伴者一体の年少者は除く。

(利用時間)

第9条 入室及び退室時刻は、次のとおりとする。

- (1) 入室は、初日の当日正午以降とする。
- (2) 退室は、最終日の正午以前とする。

(食事)

第10条 食事は自費とし、施設内にあつては次の方法による。

自炊（調理用具、食器等の備品有り。ただし、主食・副食、調味品等は持参のこと。）

(備付什器備品の取扱)

第11条 備え付けられた寝具類の使用については、全利用者が快適に利用できるように留意すること。

- 2 寝具に使用するシーツ、枕カバー、については、フロント貸し出し（自費）のものを利用すること。
- 3 故意または過失により汚損・き損、紛失の場合は、所属の総務部に報告のこと。
- 4 備品一覧表は「那須保養所利用心得」の別紙2のとおりとする。

(変更及び取消)

第12条 利用日確定後の変更及び取消は、速やかに所属の総務部へ報告するものとする。

(利用心得)

第13条 利用する者は、本規程及び那須保養所利用心得、ロワジュール那須高原ハイジの利用規定を遵守すること。傍若無人な言動や、他の利用者からひんしゆくを買うようなことがあつてはならない。特に保養所の環境は、マンションであり、リゾート施設を有するホテルであることを充分認識して行動すること。

(弁償)

第14条 利用者が、保養所施設（占有部・共用部）の什器、備品に故意または過失によって損害を発生させた場合は、客観的に証明された損害額を弁償させることがある。

(付 則)

この規程は、平成5年10月1日から施行する。

(付 則)

この規程は、平成8年9月1日から施行する。

(付 則)

この規程は、平成16年7月1日から施行する。

(付 則)

この規程は、平成18年5月1日から施行する。

(付 則)

この規程は、平成21年7月1日から施行する。

この規程の改廃は、埼玉総合警備保障㈱社長の決裁による。